

軽油引取税に係る課税免除措置の取扱い

平成23年11月16日
総務省

軽油引取税に係る課税免除措置の取扱い

- 軽油引取税の一般財源化に伴って、道路使用に直接関係しない用途に係るものについても、原則として課税すべきものとなったところ。
- ただし、これに伴う国民生活への影響等を精査するため、今回は、特に見直しが必要な次のものに限って廃止し、それ以外は原則として3年間延長した上で、引き続き検討することとしてはどうか。

I 国、地方公共団体等が使用するもの

国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の業務に係るものは、揮発油税と同様に課税。

<主な課税免除> 防衛省：176.3億円、海上保安庁：20.8億円、警察庁：1.1億円、消防庁：0.3億円

II 多額の利益を上げ、十分な担税力があると認められるもの

III 特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たり免税額が僅少なもの

軽油引取税に係る課税免除措置の事業別免税見込額

未定稿

